

はじめに

2021年夏、東京2020オリンピック・パラリンピック競技大会（以下、「東京2020大会」という。）が開催されました。開催準備を通じて、大会競技会場となったスポーツ施設の整備や街中のバリアフリー化などハード面の進展がみられるとともに、スポーツ実施の気運やパラスポーツへの関心の高まりといったソフト面のレガシーも多く芽生えました。東京は世界で初めて2回目の夏季パラリンピックを開催した都市として、大会のレガシーを一過性のものとせず、様々な取組を未来に引き継いでいくことが大切です。

2022年1月に東京都が公表した「TOKYO スポーツレガシービジョン」では、障害の有無にかかわらず、誰もがスポーツを楽しみ、活躍できる共生社会を実現していくとしています。パラスポーツの振興は、こうした共生社会の実現に向けた重要な取組の一つであり、そのためには、身近な活動の場や機会の確保をはじめ、障害の有無にかかわらず、誰もが身近な地域で一生懸命スポーツを楽しめる環境整備が必要です。

2016年、東京都と東京都障害者スポーツ協会では、障害のある人のスポーツ施設利用に際して施設管理者等が配慮すべき点をまとめた「障害者のスポーツ施設利用促進マニュアル」を作成し、各施設において御活用いただきました。

その後、東京2020大会の開催はもとより、障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律（平成25年法律第65号）、いわゆる「障害者差別解消法」の改正や、ICT技術の進展など、パラスポーツやスポーツ施設を取り巻く環境は大きく変化しています。

そこで、これまで御活用いただいた本マニュアルについて、前回発行後に様々な施設で取り組まれた事例を盛り込み、改訂することとしました。

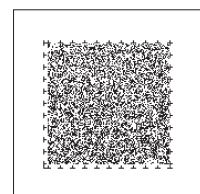
本マニュアルでは、スポーツ施設における障害のある人の受入対応等について、大規模な工事等を必要としないソフト面からの工夫や、障害のある人への配慮など、区市町村に加えて民間のスポーツ施設も比較的取り入れやすい事例等を紹介しています。

本マニュアルが、都内各所のスポーツ施設における障害のある人の受入れ体制の向上と、障害のある人もない人も、誰もがスポーツを楽しむための環境整備の一助となれば幸いです。

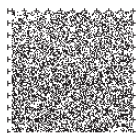
最後に、本マニュアルの作成にあたり、お忙しい中、アンケート調査やヒアリング調査に御協力いただきました区市町村スポーツ主管課、区市町村スポーツ施設、民間スポーツ施設、スポーツ施設を併設した社会福祉施設・健康増進施設、障害者スポーツ施設、障害者団体等の皆様にこの場を借りて厚く御礼申し上げます。

令和5（2023）年3月

東京都生活文化スポーツ局
公益社団法人東京都障害者スポーツ協会



第1章	東京 2020 大会のレガシー	
	利用者目線に立った施設整備	4
	公認パラスポーツ指導員の重要性	6
第2章	障害の理解とコミュニケーション	
	視覚障害	8
	聴覚障害	10
	肢体不自由（立位）	12
	肢体不自由（車いす使用者）	14
	知的障害	16
	内部障害	18
	精神障害	19
第3章	施設利用の前に	
	初回利用・問合せ時の確認ポイント	20
	駐車場	22
	身体障害者補助犬	23
	ホームページ	24
第4章	共用施設の利用	
	受付	26
	ロビー・廊下・共用スペース	28
	更衣室	30
	トイレ	32
	シャワー	34
	緊急時の対応	36
第5章	スポーツ施設の利用	
	体育館	38
	トレーニング室・ジム	42
	プール	44
	その他屋外施設	48
第6章	誰でも一緒に楽しめるスポーツ ～パラスポーツの魅力～	50
第7章	障害者差別解消法	54
第8章	地域における取組事例	58
	ICTの活用	62
	団体要件について～クラブ活動の現状～	63
	Q & A	64
	ヘルプマーク・ヘルプカード	67
	「障害者のスポーツ施設利用促進事業」検討委員会	68
	問合せ先、参考文献等	69



本書について

本書は、障害のある人に身近な地域のスポーツ施設などをより安全・安心に御利用いただくため、施設管理者等が取り組める工夫や配慮についてまとめたものです。

「視覚障害」「聴覚障害」「肢体不自由（立位）」「肢体不自由（車いす使用者）」「知的障害」「内部障害」「精神障害」の7項目をピックアップしていますが、これらに当てはまらない障害もあります。また、複数の障害がある人もいます。

本書の内容を参考にいただき、それぞれの利用者から障害の内容や状態を伺い、その上で必要なサポートを行ってください。

第1章では、東京2020大会をきっかけに、ハード面・ソフト面で芽生えたパラスポーツに関するレガシーを紹介します。

第2章では、障害についての理解を深め、障害の種別ごとのコミュニケーションのポイントを取り上げています。

第3～5章では、障害のある人が施設に来所した場面ごとに確認いただけるよう構成しています。また、各施設で実際に行われている工夫についても紹介していますので、ぜひ参考にしてください。

第6章では、障害のある人もない人も、一緒にスポーツを楽しむために工夫できることや視点を紹介しています。

第7章では、「障害者差別解消法」の解説や、施設で工夫されている取組を紹介しています。

第8章では、地域における取組事例を紹介します。

障害のある人が利用しやすい施設ということは、障害の有無に関係なく誰にとっても利用しやすい施設だと言えます。誰もが、楽しく安全に利用できる施設運営を目指してください。

注) 「しょうがい」の用語は、「障がい」「障碍」などがありますが、本書では、法令等における表記である「障害」を使用しています。

注) 本書において、パラスポーツとはパラリンピック競技に限らず広く障害者スポーツ（障害があってもスポーツ活動ができるよう、工夫し開発されたスポーツ）を指す用語として使用しています。

注) 施設の状況や取組事例は取材当時のものです。

<本書内で各障害を示すアイコン>



視覚障害



聴覚障害



肢体不自由



知的障害



内部障害



精神障害



<本書の動画解説について>

左記のQRコードおよび以下のURLから、本書の内容を解説した動画を視聴することができます。

<https://tsad-portal.com/tsad/topics/22883>

